

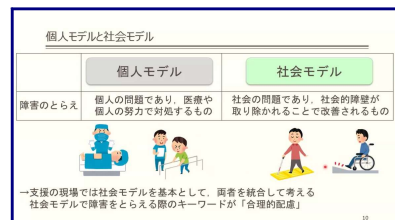
2024年度チャレンジ講座(第13回)を実施しました



古長治基（大分大）

12月18日（水曜日）、第13回チャレンジ講座を実施しました。今回は教育学部の古^こ長^{ちやう}治^{はる}基^き先生に「これって差別？差別じゃない？知ることから始める『合理的配慮』」と題して講義をしていただきました。

最初に、障害とは何なのか？どこにあるのか？という問いに対して、医療や個人の努力で対処すべきとしてとらえる個人モデルと、社会的障壁が取り除かれることで改善されるとする社会モデルの2つがあると説明がありました。



合理的配慮の提供事例

「うちの子は、斜視で目が見えづらいため、黒板の文字が読み取りづらいです。席を前のほうに固定してもらえないでしょうか？」

個人モデルでの対応

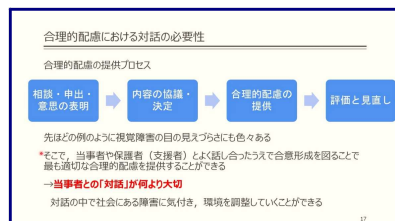
「目が見えづらいのはその子の問題です。病院で治療を受けて下さい。特別級はいきません。それを認めるとほかの子も自由に席を決められることができてしまうので学級の状態が保てません。障害のある子ども向けの学校や学級に移ってほしい。」

社会モデルでの対応

「その子が通常の学級で授業を受けられないことは、学級環境の問題です。例えば黒板や壁のタイルに投影する技術（黒板）があれば、目を生じなかったと考えられます。しかしそのような技術は今では提供できないため、可能な範囲で環境調整をしましょう。」

次に社会モデルの核となる「合理的配慮」について、弱視の子どもを想定して具体的な提供事例に関して、参加者同士で話し合う時間が取られました。合理的配慮の提供プロセスには4つの段階があること、当事者や保護者（支援者）とよく話し合い合意形成を図ることで最も適切な合理的配慮を提供することができることから、何よりも当事者との「対話」が大切であると指摘がありました。

生徒にとって身近な大学入学共通テストにおける合理的配慮の事例の紹介があった後、「小学校4年生の書字障害の診断を受けている子どもの保護者からの申し出」を想定して、どのような対応が考えられるか、再度話し合いました。



考えてみよう

例：みなさんは小学校の教員です。

小学校4年生の児童の両親から次のようなお願いが来ました。

「うちの子は、書字障害の診断を受けており、文字を書く際に文字の大きさや形が読めずマスからはみ出たり、授業中に黒板をノートに写し取ることが出来ません。追加の支援員の人を配置して、ワンダーの対応をしてほしいです。」

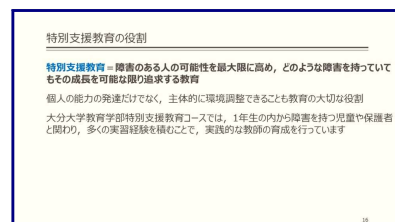
支援員の配置は今年度中には不可能でした。そこで、保護者にもその旨を丁寧に説明し、対話を行っていくようなことが分かりました。

- 児童は文字を書くときに時間がかかり、黒板を写すことに必死で授業が聞けず、対話を行っていきと次のようなことが分かりました。
- 児童は文字を書くときに時間がかかり、黒板を写すことに必死で授業が聞けず、対話を行っていきと次のようなことが分かりました。
- 指定のノートはマス目も小さく、その児童にとっては書きづらい
- 板書中に授業が進んで今何をしているのかわからなくなるので、支援員を希望した
- このお願いに対して、どのように対応することができそうですか？

特別支援教育は、障害のある人の可能性を最大限に高め、どのような障害を持ってもその成長を可能な限り追及する教育である、との言葉で今回の講座がまとめられました。

今回のチャレンジ講座に、18校212名の高校生が参加しました。感想の一部を紹介します。

○障害のある人となない人は特に違いがなくみな同じであるという考えを持っていましたが、今日の講義で、むしろみんな違うんだという考えを持つことができました。また、合理的配慮の大切さについて学ぶことができました。



○障害や差別などの話は学校でもよくあったけど、障害あるなしの判断は自分で決めつけていたなと思いました。空を飛べないやメガネなど今の社会でたまたま困らないだけであって違う時代だったら自分も障害者側になっていたのかなと思いました。勝手に決めつけて配慮するのではなく当事者と対話してその人にあった配慮をすることが大切だと学びました。

○近くの人と話し合う時間があって、自分の考えを深めることができた。

※今回の記事（講義概要）は、大分雄城台高校が担当しました。